

日経225先物・オプション取引 制度見直しのご案内

2011年2月14日(月)より、新デリバティブ売買システム(J-GATE:ジェイ-ゲート)の稼働を機に日経225先物・オプション取引の取引制度が一部見直されます。

■取引時間の見直し

(1) 昼休みの廃止

前場終了時(11時)から後場開始時(12時30分)までの時間帯(昼休み)に継続して取引を行うことが可能となり、日中取引は1場制となります。 ※株などの現物取引は現行どおりです。

(2) 引けの取引の変更

■ザラバ取引は15時10分まで

日中取引では15時10分に、ザラバでの取引が終了します。(イブニング・セッションは23時25分まで)

■プレ・クロージング導入

ザラバ取引の終了後5分間、注文のみを受け付けマッチングは行わないプレ・クロージングという時間帯を設けます。

■大引けは15時15分

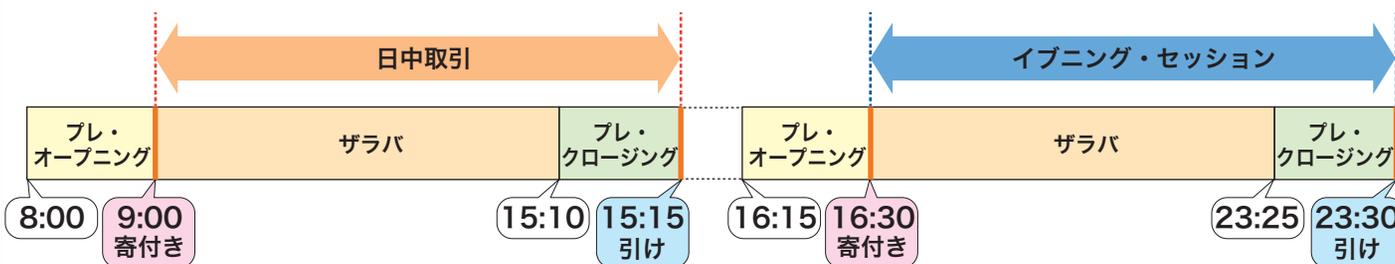
プレ・クロージングでの注文とザラバにおいて約定せずに残った注文を合わせて、15時15分に引けの板寄せを行います。(イブニング・セッションは23時30分)

【終値成立値幅】

引けの板寄せでは、直前のザラバでの約定値段から終値成立値幅を超える場合、取引が成立しません。

商品	終値成立値幅
日経225先物取引	上下0.8%
日経225オプション取引	上下10ティック

【取引時間のスケジュール】



スケジュール	内 容
プレ・オープニング	新規・訂正・取消注文が可能だが、マッチングは行わない。
寄り	GTD等の継続した注文とプレ・オープニングでの注文を合算して板寄せ。
ザラバ	新規・訂正・取消注文が可能で、マッチングも行う。
プレ・クロージング	新規・訂正・取消注文が可能だが、マッチングは行わない。
引け	ザラバの未約定の注文とプレ・クロージングでの注文を合算して板寄せ。

■ マッチング・ルールの見直し

(1) 同時呼値ルールの廃止

寄付きなどの板寄せにおいても時間優先が適用され、同時呼値ルール（寄付き前等に発注された注文を同時に発注されたものとみなすルール）は廃止されます。

また、取引終了時に制限値幅の上限(下限)で約定する場合のストップ配分も同時呼値ルールを適用しているため廃止となり、価格優先・時間優先の原則に基づいて約定されます。

(2) 板寄せ方式による約定値段の決定方法の変更

【板寄せの優先条件】

条件 1	売り又は買いのいずれか一方に指値注文がある値段のうち、売注文と買注文が対当する値段
条件 2	条件 1 の値段が複数ある場合は、執行数量が最大となる値段
条件 3	条件 2 の値段が複数ある場合は、売注文の累計数量と買注文の累計数量の差(以下「不均衡数量」という。)が最小となる値段
条件 4	条件 3 の値段が複数ある場合は、次のいずれかの値段 ① すべての不均衡数量が売越しとなるときは、このうち最も安い値段 ② すべての不均衡数量が買越しとなるときは、このうち最も高い値段 ③ ①及び②以外のときは、条件 5 の値段
条件 5	次のいずれかの値段(対当する値段より優先する値段の指値が未約定となる値段を除く。) ① 不均衡数量が最小となる値段のうち最も高い値段が板中心値段より低い場合は、当該最も高い値段 ② 不均衡数量が最小となる値段のうち最も安い値段と最も高い値段の間に板中心値段がある場合は、板中心値段 ③ 不均衡数量が最小となる値段のうち最も安い値段が板中心値段よりも高い場合は、当該最も安い値段

※ 板中心値段とは、① 当取引日の直前の約定値段、② ①がない場合は、当取引日の呼値の制限値幅の基準値段

ご注意

- ・ 成行注文を発注しても全数量約定するとは限りません。
- ・ 板寄せにより約定しなかった成行注文は、失効します。
- ・ 板寄せにより取引が成立しない場合でも、ザラバ方式による取引に移行します。
- ・ 特別気配制度が廃止されるため、呼値の制限値幅の範囲内であれば、基準値段等から大きく乖離した価格で即時に板寄せすることがあります。

■ 即時約定可能値幅制度の導入

誤発注等による価格急変防止の観点から、直前の約定値段から即時約定可能値幅を超えて上昇又は下落する注文が発注された場合に、即時約定可能値幅の範囲内で対当できる数量を約定させたくうえで、取引を 1 分間中断します。

商品	即時約定可能値幅
日経 225 先物取引	上下 0.8%
日経 225 オプション取引	上下 10 ティック

ご注意

- ・ 特別気配及び注意気配は、廃止します。
- ・ 取引の中断後、取引再開時の板寄せでは、呼値の制限値幅の範囲内であれば即時に取引が成立します。

■値幅制限制度の見直し

呼値の制限値幅を「テーブル制」から「定率制」に変更するとともに、当該値幅の適用期間を「営業日単位」から「取引日単位」に改めます。

サーキット・ブレーカー制度の見直しを踏まえて、サーキット・ブレーカー発動前は、変更前の値幅の限度の半分程度の水準(先物取引では8%)に変更し、1取引日中に同一方向に2段階で拡大します。

【制限値幅算出の比率】

商 品	通常時の制限値幅	第一次拡大時制限値幅	第二次拡大時制限値幅
日経 225 先物取引	8%	12%	16%
日経 225 オプション取引	13%	17%	21%

※実際の値幅は上記算出比率に基づき、四半期ごとに大証が計算して公表します。

■サーキット・ブレーカー制度の見直し

下表のとおり見直します。

発 動 条 件	先物取引の中心限月取引(通常ラージの直近限月)について、次の①又は②に該当した場合 ① 制限値幅の上限(下限)で取引が成立した場合 ② 制限値幅の上限に買呼値(下限に売呼値)が提示されてから5分間以上継続して取引が成立していない場合
中 断 対 象	① 先物取引の全限月取引 ② オプション取引の全限月取引・全銘柄 ③ ①及び②の銘柄に関連するストラテジー取引 ④ ①及び②の銘柄に係る J-NET デリバティブ取引
適用除外の条件	① 14時45分から日中取引終了時まで ② 23時からイブニング・セッション終了時まで ③ 制限値幅拡大後に拡大前の基準に該当した場合等
中 断 開 始	サーキット・ブレーカー発動条件該当直後の大証がその都度定める時
中 断 時 間	15分間(発動条件②の場合、10分間)
再 開 方 法	中断中に制限値幅を拡大のうえ、板寄せ方式により取引を再開
基 準 値 段	営業日単位から取引日単位での洗替えに変更

ご注意

- ・取引の中断後、取引再開時の板寄せでは、呼値の制限値幅の範囲内であれば即時に取引が成立します。
- ・値幅の限度の拡大は取引の一時中断中に行います。値幅の限度が拡大される前に、拡大前の制限値幅を超える注文は受け付けられません。

■日経 225mini のマンスリー限月取引の追加

日経 225mini では、3月、6月、9月、12月(四半期限月)のうち直近2つの限月に加え、四半期限月以外の直近3限月(マンスリー限月)の取引を開始し、5限月制となります。なお、直近のマンスリー限月取引を対象にマーケット・メイカー制度を導入し、恒常的な気配の提示を行います。

【限月の設定例：2011年4月1日現在の場合】

第1限月	2011年4月限	追加されたマンスリー限月
第2限月	2011年5月限	追加されたマンスリー限月
第3限月	2011年6月限	従来からの限月
第4限月	2011年7月限	追加されたマンスリー限月
第5限月	2011年9月限	従来からの限月

■オプション取引に係る呼値の単位の見直し

従来、20円以下を1円刻みとしていたものから、50円以下を1円とするように見直します。

オプション価格	呼値の単位
50円以下	1円
50円超 1,000円以下	5円
1,000円超	10円

■注文機能の拡充

注文機能や注文の名称については各証券会社で異なりますので、詳細についてはお取引先の証券会社でご確認ください。

(1) 注文種類

指値注文、成行注文に加えて、最良指値注文及びストップ注文を新たな注文種類として導入します。

注文種類	概要
①指値注文	価格の限度を指定して発注し、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文。
②成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と順次対当する注文。
③最良指値注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と対当する指値注文。
④ストップ注文	発注時に指定した板登録条件を満たしたときに、発注時に指定していた条件で板登録される注文。

ご注意

- ・指値注文から成行注文への訂正といった注文種類の訂正はできなくなります。
(注文種類を変更する場合は、既存の注文を取消し、新たに発注し直す必要があります。)

(2) 注文条件

注文に付加する条件として、執行数量条件・有効期間条件が可能になります。

執行数量 条件	Fill and Store (FAS)	一部約定後に未約定の残数が残る場合には、残数を有効とする条件
	Fill and Kill (FAK)	一部約定後に未約定の残数が残る場合には、残数を失効させる条件
	Fill or Kill (FOK)	全数量が直ちに約定しない場合には、全数量を失効させる条件
有効期間 条件	Good for Day (GFD)	当日の日中取引まで有効(夜間取引で受け付けた注文は当日の夜間取引終了まで有効)とする条件
	Good till Date (GTD)	指定した期間が満了する日の日中立会終了まで有効とする条件。

見直しの詳細は、大証ホームページをご覧ください。

大証ホームページ>デリバティブ取引>J-GATE>先物・オプション取引制度の見直し

<http://www.ose.or.jp/derivative/2098>

(注)「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数先物取引、および株価指数オプション取引に関するすべての事業、取引規制及び実施については、専ら株式会社大阪証券取引所およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は、一切の義務ないし責任を負いません。日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

本パンフレットは日経225先物・オプション取引制度変更の説明を目的として作成したものであり、投資家への周知を目的とした利用に限って、その配布・複製を認めます。株式会社大阪証券取引所は本パンフレットの記載内容については万全を期しておりますが、投資家の皆様が行われる取引その他の行為及びその結果について、何ら責任を負うものではありません。

株式会社 大阪証券取引所

広報チーム TEL 06-4706-0800/E-mail: webmaster@ose.or.jp

※ご質問等は、メールでお問い合わせ下さい。

2011年1月